

第四十九回国 参議院 内閣委員会 會議録 第三号

昭和四十年八月十日(火曜日)

午前十一時三十四分開会

委員の異動

八月七日

辞任

鶴園 哲夫君

補欠選任

野々山一三君

出席者は左のとおり。

委員長 柴田 榮君
理事 石原幹市郎君
三木興吉郎君
伊藤 顕道君
山本伊三郎君

委員

源田 実君
八田 一朗君
林田 正治君
増原 恵吉君
森 八三一君
山本茂一郎君
北村 暢君
中村 英男君
鬼木 勝利君
多田 省吾君
中沢伊登子君

國務大臣

建設大臣 瀬戸山三男君

國務大臣 松野 頼三君

政府委員

防衛庁長官官房長 海原 治君

防衛庁教育局長 宍戸 恭男君

防衛施設庁長官 小幡 久男君

建設政務次官 谷垣 專一君

事務局側

常任委員会専門員

伊藤 清君

説明員

建設大臣官房文書課長

小林 忠雄君

本日の会議に付した案件

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国の防衛に関する調査(北富士演習場に関する件)(太田大泉飛行場の返還問題に関する件)

○委員長(柴田榮君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
去る七日鶴園哲夫君が辞任され、その補欠として野々山一三君が選任されました。

○委員長(柴田榮君) 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案は、去る七日衆議院から送付せられ、本委員会に付託されました。なお、本案の提案理由の説明は、去る五日聴取いたしました。

それでは、これより本案の質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言願います。
なお関係当局の御出席は、建設大臣瀬戸山三男君、建設政務次官谷垣專一君、官房長鶴海良一郎君、計画局長志村清一君、都市局長竹内藤男君、住宅局長尚明君、道路局長吉兼三郎君、建設研究所長上条勝久君、以上であります。

順次御発言を願います。
○伊藤顕道君 この法案に関連して、大臣を中心に二、三お伺いしたいと思います。
まずお伺いしたいのは、今回の改正案をよく見ますと、従来の改正案の最も重要な改正点であり、かつ国会でも論議の焦点となった地方建設局への事務委譲、この項に関する改正は全然削除されておるわけです。今回これを削除した理由は一体どういうことなのか、まずこの点からお伺いたい。

○國務大臣(瀬戸山三男君) いまお話しのように、従来建設省設置法一部改正案の中に、本省の事務を相当部分地方建設局に委譲する、こういう項目が入っております。今回、その部分をこの改正案に取り上げませんで、ごらんのような案を提案いたしました。それは、例の地方委譲の問題が数回、今日まで国会で御審議を願いましたけれども、いろいろ御議論があつて、あるいは廃案、あるいは審議未了、継続審議、こういうふうに取り扱いがなりました、いろいろ検討いたしました結果、なるほど、現在の本省の行政の一部を地方建設局に委譲するという事は、一面においては相当な理由がある。御承知のとおり、地方建設局は現状におきましては、一つの実施現業官庁、こういうふうな形になっておりますので、最近の行政が、地方を総合的に見ると申しますか、計画立案するということが必要になってまいっておりますので、そういう意味のことを加えて、本省の事務の相当部分を地方建設局に移して、他の行政部門との総合的な計画をやらせるべきである、こういう一面があるわけでありまして、そういう点においては、相当な理由がある、こういう判断をいたしておりますけれども、一面事務委譲につきましては、必ずしも野党の皆さん、あるいはまた自由民主党の内部においても、必ずしも行政の簡素化等にはならない、あるいは二重行政になり

しないか、こういう御議論も相当にあつたわけでありませう。
それともう一つ、その間において、御承知のとおり、いわゆる行政調査会、政府の臨時行政調査会において、行政機構全般についての検討がなされまして、建設行政についても相当広範な意見が出ております。そういう観点から、これは臨時行政調査会の発足以前に立案された問題でありましたけれども、もっと行政全般についても、政府は検討する場合は、建設省の行政についても、臨時行政調査会等の意見を全般的に考えて、そうして、もう少し根本的な検討を加えた後に、改正すべきものは改正して提案すべきだ、こういう判断をいたしまして、今回はその部分は取り除いた、こういう事情であります。

○伊藤顕道君 そうしますと、建設省としては、従来からの国会における審議の経緯とか、あるいは指摘された問題点、まあ問題点の二、三をあげると、中央官庁の事務を地建に委譲することによって二重行政あるいは三重行政の弊が出てくるのか、あるいは職員整理、首切りが行なわれるとか、あるいは配置がえが強行されるとか、いろいろ問題点があつたと思つておりますが、そういうような問題点、こういう点を十分検討された結果、さらにはまた、臨時行政調査会の答申の結果をも、事前にこれが出ておつた関係もあつて、その後答申がなされたという事情もあつて、そういう点をも十分勘案して今回は出さなかつたか、そういう御意見のようですが、そこでさらにお伺いしますが、この地建への事務委譲については今後とも見送る考えなのか、あるいは検討の結果次期通常国会あたりまたこの問題を出される御意図なのか、この辺を明らかにしていただきたい。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 先ほど申しましたような事情でありますから、地方建設局に前のおり委譲するのが適当かどうか、あるいは臨時行政

調査会等においては、むしろある問題、ある事務については直接地方公共団体に委譲したかどうか、こういう意見等もいろいろ出ているわけであり、したがって、これはそう早急に結論が出る問題でありませぬから、国会等における御意見等を十分にしんしゃくをいたしまして、臨時行政調査会の意見等もよく検討してやりたいと思っておりますので、次の通常国会にさらにそういう点を含んだ設置法の改正案を出すということは現在のところ考えておらないのであります。

○伊藤道君 そうしますと、まあ問題はいろいろあるわけですが、問題をしばって、本省の事務を地建へ委譲することが今後またありとすれば、また二重行政あるいは三重行政とかあるいは配置がえが行なわれるとか、職員が整理が行なわれるとか、こういう幾多の問題が必ず出てくると思いませんか。そういうことを十分かみしめられて今出さなかつただけではなく、今後ともそういう点は十分頭に置いて検討していきたい、こういう意味に解釈してよろしいのかどうか、この点を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(瀬戸山三男君) いま伊藤委員からお話しになったとおりに考えております。

○伊藤道君 次に、定員の問題をお伺いいたしますが、昭和三十九年度末の建設省の定員は何名であったかということ、これが一点ですね。それからその欠員は何名であったか。また、欠員の中で昨年閣議決定がなされて凍結されているわけですが、それは何名か。したがって、それぞれの充足率はどうなるか。こういう点についてそれぞれひとつ明確にいただきたいと思っております。

○政府委員(鶴海良一郎君) 昭和三十九年度末におきます建設省の定員でございますが、これは三万五千七百二十名で、今度の改正案によりましてそのうち一名を外務省に振りかえようということにいたしております。

三十九年度末におきます欠員でございますが、約千五百人程度でございますが、そのうちいわゆる凍結されている定員、これは九百四十九名でございます。四月になりました新規採用いたしております。これが約四百名ばかりいたしております。四月の当初におきます欠員は約千名程度でございます。

○伊藤道君 そうしますと、三十九年度末の定員は三万五千七百二十名で、うち欠員が約千五百、凍結が九百四十九で、大体現在の欠員は約千名、こういうふうな解釈してよいわけですね。

○政府委員(鶴海良一郎君) 四月当初におきます欠員が、新規採用等の関係もありまして、約千名になっております。現在はその後若干の欠員が出ております。退職等によりまして欠員が出ております。

○伊藤道君 そうしますと、四十年度末の定員は何名ぐらいに予定しておられるのか。

○政府委員(鶴海良一郎君) 四十年度末の定員につきましても、先ほど御説明いたしましたように、三十九年度末の定員から一名を外務省に振りかえる。これは在外公館のアタッシェ要員でございますが、その一名を振りかえることにはいたしておりますので、一名の減といたしております。

○伊藤道君 さきの国会で各省庁の設置法の改正案が十六ほど出されたわけですが、建設省設置法を除いては、各省庁の設置法の改正案はいずれも定員増、これを主要な内容としておったわけですが、ところが、建設省の場合だけは逆に——これは外務省関係ですが、一名減となっております。ことにありますと、建設省だけは定員の増を必要としなかつたのかどうか。あるいはそうではなくして、定員増を要求したけれども、大蔵省に切られてしまつて実現できなかったのか。まあ、事情はその二種のうちのひとつであろうと思っておりますが、この点を明らかにしていただきたいと思っております。

○政府委員(鶴海良一郎君) 建設省におきましては、過去におきまして地方建設局におきます事業は大部分が直営事業という姿で行なつたわけでありまして、その後逐次請負事業に切りかえてお

まして、能率化をはかつておるわけでありまして、そういう関係もございまして、定員増はいたさなかつたわけでございます。

○伊藤道君 ところが、各省庁の定員増については、昨年閣議決定で凍結がなされたわけですが、ところが、その後本年の通常国会——第四十八国会で各省庁の設置法改正案が出された。その凍結があつたにもかかわらず、建設省を例外として、他はすべて定員増をおもな内容として法改正がなされたわけですね。このところがどうも納得しがたいところなんです。建設省の一名減は事情がよくわかります、これは当然でしょうが、これを問題にするのではなくして、昨年閣議で凍結が決定されて、その後各省庁は増員できないはずなんです。にもかかわらず、建設省以外にはみな増員がなされた。多いところは三百、四百名という定員増がなされておるわけですね。建設省だけが例外となつておるわけですね。したがって、このところがどうもいまの御答弁では了解しがたいところなんです。この点をわかるようにひとつ御説明をいただきたい。

○政府委員(鶴海良一郎君) 建設省だけが減員でございませぬで、実は自治省も一名減員になつておると思つておる。これもやはり在外公館のアタッシェに振りかえるための減だと思つておる。凍結と各省において行なわれまして増員との関係でございますが、凍結は昨年の九月当初におきます欠員を凍結いたしましたのでございまして、その欠員につきましては欠員不補充という原則が内閣において決定されたのでございまして、これは各省を通じての問題であります。したがって、今年度増員になりました省庁におきましても、凍結定員につきましては、依然として凍結されておるという案になつております。

なお、つけ加えて申し上げますが、実は九百四十九名の建設省の凍結定員につきましては、地建への委譲が実現した場合には、そのうち三百六十六名でございまして、解除をお願いする段取りにいたしておつたわけでございますが、今度

地建への委譲がなくなりましたので、その取り扱いにつきましてはさようにはまいらぬかと思つても、そういう事情があつたことをつけ加へさせていただきます。

○伊藤道君 私の質問に対して、いや、建設省だけが例外じゃない、自治省もヨーロッパの在外公館に一名派遣、それはそれとおつたと思つて、こまかい点ですから、省略したわけですが、これにこちらも承知しておるわけですが、それにしても一名減であつて、増員は全然——自治省も入れて考えてけつこうなんです。全然増員がなかつたわけですが、それは一名減になつた事情はわかるわけですが、それぞれ在外公館への派遣、これは了解するわけですが、そこでお尋ねしたいのは凍結は建設省の場合千名ということになつておる。これはその後交渉して何とかこれを大幅に縮める意図はないわけでございますか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 定員及び人員の問題についてはいろいろお考えを伺いましたが、先ほど官房長からも御説明をいたしましたように、ほかに建設省のこの凍結と申しますか、そういう人員が一番多いわけですが、各省を通じて、そのほか他の省はある程度増員したところがあるのにおかしいじゃないか、ごもっともな御意見でございます。ただ、詳細は私は数字は知りませんが、他の省庁等においては、部局の新設等によつて増員を必要とする面が出てきておつたと思つておる。建設省においては、先ほど官房長からお話いたしましたように、多くは、従来御承知のように、地方建設局は直轄直管ということを原則としておりましたが、ところが、時勢の変化によりまして、必ずしも直轄直管ということでは、全般的にわゆる人手不足と申しますか、あるいは建設工事の大幅な増大、諸般の事情から直轄直管を順次請負に移していく。こういうことで、そういう面から相当人員の余裕が出てくるということが建設省独特の事情でありまして、したがって、部局をふやすとかなんとかいう特別な事態がない限り、増員ということとは従来考えられなかつた事情がありま

す。ただ、御承知のとおり、半面皆さんの御協力によりまして、また日本の情勢の進展に伴いまして、いわゆる建設業は大幅に予算的にも事業量も増大してきつたのが現状であります。一般的に申しまして、凍結というようなことを政府が方針をきめましたのは、御承知のように、全般的に産業の進展に伴って人手不足である。特に技術者等においては、そういう面が顕著になってきておる。そういう事態から、半面においては、いわゆる国家公務員あるいは地方公務員の数というものについて国民的な疑問がある。こういう両面からいわれる欠員の補充をしないという方針をきめたと思えます。けれども、いま申し上げましたように、建設行政は年々規模においても増大しつつありますから、先般の閣議においてもこの問題は話題になりましたが、御承知のように、こゝ一、二年と申しますか、特に最近の情勢では、産業界において必ずしも多くの人手の需要がなくなってきた。いわゆる新卒等の就職先と申しますか、働く場所がだんだん狭まってきつた。こういう情勢でありまして、政府は、産業界等についても新しく卒業する大学生等についてはできるだけいわゆる職場を与えるということを積極的に検討してくれということをお政府みずから産業界、実業界等にも要請をいたしておる。そういう半面に、政府だけが欠員をそのままにして、いわゆる凍結という措置は矛盾ではないか、こういう議論も実はありました。特に建設行政においては、いま申し上げましたように、年々増大する。これは当然の国家的あるいは国民的要請によって仕事があつていくわけでありまして、今日定員の増というものを当面考へるといふことは適当でないかもしれませぬけれども、現在定員の中で欠員になつておる、これを全部一挙に充実にすることは、なかなか技術面等において簡単でありませぬけれども、この際、建設省関係はできるだけ充足すべきである、こういうことを私は閣議において主張いたしております。そういう問題は個々に検討をしよう、こういう話し合いになつておりますので、

私どものほうとしては、来年度の予算では、この欠員になつておられる相当部分を補充をいたしたい、そうしなければ建設行政の円滑なる遂行に支障を来たす、こういう考えを持っておられます、その面ですらに努力をいたしたい、こういう考えであります。

○伊藤道君 あえてこういう問題をお伺いするのは、建設省自体の事業量とかあるいは事務量が現在横ばいだとか、あるいは前年度に比較して減つていく、こういうことであれば増は考えられない、これはよくわかるわけですが、ところが四十年度の事業量の伸びを見ると、相当伸びがあるわけですね。たとえば、私の調べによりますと、建設省関係の予算も一五%の増があるわけですね。これは金額にすると六千九百十四億、それから旧二級国道の直轄管理の業務、あるいは一級水系の園における管理、こういうことを考えると、内部操作だけで定員をふやさないということは究極するところ労働強化になるといふ、労働強化をそのまゝさら上積みするということ、これは非常に人道上の重大問題でもあるわけですね。そういう観点からお伺いしているわけなんです。繰り返してお伺いするように、事業量とか事務量が横ばいもしくは減つておる、こういう事態でないわけですね。建設省の場合は事業量はふえておる。にもかかわらず増員はないというの、労働強化になるのではないか、これは問題だと、そういう角度からお伺いしているわけですね。この点はいかがですか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) お説のとおりであります。御承知のように、一級河川も四十年年度から十五本、四十年年度は私どものほうの予定はさらに五十本一級河川を増加する計画でいま進めておられますが、そのほかにいわゆる国道の直轄管理区間を大幅に増大する、こういう予定もいたしております。現に一級河川の十五本についても府県から移譲を受けまして、必ずしもいわゆる責任を持つての直轄管理ということがまだ万全を期する態勢ができておらない、こういう実情であります。

から、いま申し上げましたように、そういうことも含めまして実情に即した人員だけはぜひ増加いたしたい、補充いたしたい、こういう考えであります。

○伊藤道君 佐藤総理は機会あるごとに人間尊重ということを強調されておられるわけですね。で、この佐藤内閣の閣僚のお一人である建設大臣は、このまま増員もなしで労働強化もやるということについては、これはいささか矛盾があるかと思つておる。いわゆる人間尊重ということになれば、労働強化ということとは相いれないわけですね。適当な労働力を配してしかるべきなんです。人間尊重の建設行政をあなたに強行するという結果になるわけですね。これは非常に問題ではないか。か佐藤内閣の閣僚である以上、その首班が人間尊重ということを強調しておられるわけですね。だから、その閣僚の一人であるあなたも、人間尊重というたてまえから建設行政を進めてしかるべきである。これは理の当然だと思つておる。そういうところに矛盾が出ておるわけですね。だから、このまゝではいかぬと思つておる。結局労働強化にならないように適量の、事業量に対しては適當の定員をふやしてしかるべきである。いんや、欠員がいま千五百、当局は千—おおよそ五百は補充できて、大体欠員が約千名という先ほどの説明があつたわけですね。これは何とか早急に補充しようとするお考えはあるのかないのか。あるとすればどういふふうにしてこれを補充しようとするお考えなのか。こういう具体策をも含めてお答えいただきたいと思つておる。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 現在のところ、建設省としても年度途中でありますから、先ほど申し上げましたように、予算要求と同時にその補充をいたしたい、こういうことでございます。

がございましていけるのかどうか、当然疑問が出てくるわけですね。この点についてはどうですか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 先ほど申し上げましたように、そういう点を含めまして補充をいたしたい、こういうことでございます。

○伊藤道君 初めの、建設省としては一級河川五十水系が指定されるものとして河川パトロール要員を五百要求しようとするが、それが事実そうなのかどうかという点。それから、十五水系指定では結局ゼロになつておるわけですね。これは一体どういふわけか。五百を要求した根拠は一体何かということ。それから、十五水系の河川パトロール要員を何人にするかとしておられるのか。こういう具体的な問題についてもひとつ明らかにしていただきたいと思つておる。

○政府委員(鶴澤良一郎君) 昨年度の予算要求の際に五十水系につきまして一級河川に指定いたしました。その河川全延長につきましてパトロールをやるといふ計画をやつたわけでございますが、御承知のように、十五水系に減つたわけでございます。五十水系を要求いたしましたのは五百人のパトロール要員を考へていたわけでございますけれども、水系が減つたということがございまして、パトロール要員の確保はそれほど必要でなくなつたということが第一でございます。

それから指定されました十五水系につきましては、大体従来建設省が直轄で工事をやつておりました区間につきまして若干の変動がございまして、その区間につきまして直轄で管理するということに結果的に相なつたわけでございます。そして、その他の区間につきましては、一級水系でも都道府県知事が従来どおり管理するということの結果になつたわけでございます。そういう関係もございまして、それほど人員が要らないということもございまして、結局、十五水系につきまして百八名の管理要員の増員をいたしたわけでございます。

○伊藤道君 ただいまの御説明では理解しがたいのですが、結局、五十水系の指定については五百人を要求した、ところが、十五水系の指定に対

しては全然なかったわけですね。ゼロでしょう。そのところはどうかですか。

○説明員(小林忠雄君) たいだいの五百名の河川管理委員は五十水系について要求したわけですが、これは建設省全体の定員増という形でございまして、治水特別会計の中の振りかえで要求したわけでございます。先ほどの直営工事の請負化に伴います副員となりました分を河川監視員に五百名振りかえる、こういう要求をしたのであります。実際には十五水系だけ認められましたので、そのうち十五水系分について百八名の人員が振りかえられたわけでございます。五十水系について五百名、十五水系について百八名と申しますのは、大きな川が十五水系に入りましたために、水系の数に比して多くの人員が増員されたというところでございます。

○伊藤道君 結局、その増員ということを押えて、建設省としては配置がえとか、研修あるいは職種の転換、勧奨退職、こういうことによつて定員の問題を切り抜けようとしている。そういう情勢がよくわかるわけですね、われわれには。これは一体どういふわけなんでしょうか。結局、しわ寄せを受けるのは約一万二千の行(二)の職員がそういうしわ寄せを受けると思う。こういう問題は今まで明らかにされていなかったわけですが、結局、行(二)の労働者については、だんだん存在価値がなくなつてきて、だんだん行(二)を整理しようという方向に具体的にそういうあらわれが出てくるように思う。これは一体どうなんでしょうか。

○政府委員(鶴海良一郎君) 行(二)の問題でございしますが、行(二)の職員を積極的に整理しようということとは考えておりません。と申しますのは、将来の建設省の道路河川なりの管理体系を考へますと、やはり行(二)の職員も必要があるようでございます。現在行(二)の職員が一万一千何がいいます。道路の直轄管理区間の延長が毎年ふえておりますし、将来もふえてまいります。また、一級河川の指定もふえてまいります。したがって、河川の直轄管理区間も年々ふえていくと想定され

るわけでございます。そういう想定のもとに将来の必要人員を算出してまいりますと、現在の五六年計画の最終年度を考へますと、約九千五百人程度の行(二)職員がどうしても必要であるという結果になっております。毎年行(二)職員二百人程度退職その他で減つておりますけれども、積極的にこれをやめてもらうような措置をとるといふ必要は認めておらぬのでございまして、むしろ将来行(二)職員が必要であるという見解に立つて措置いたすつもりでございます。

○伊藤道君 二月二十八日付の大官房人事課で発行しておる「職員」という印刷物がありますね。この内容を見ると、行(二)の労働者は約一万二千人いるけれども、いま官房長が指摘されたように、そのうちで九千五百人だけは必ず必要なだ、ほかの者は行(一)へ職種転換とかあるいは勧奨退職によつて整理するように、そういう内容になっておるわけですね。それから三十九年の、昨年の九月十日付の官房人事課の出した分について見ると、「行(二)の職員人事再配置計画資料」、これを見ると、六十歳以上は千六百七十七人の勧奨退職、それから五十歳以下は千四百五十七人を行(一)へ職種転換、こういうことが発表されておるわけですが、この発表のとおり実施されるとおるわけですが、この発表を引き起こすと思うのですが、これは発表どおり強行するお考えなのか。その後変更があったのか。こういうことについて明らかにしたいと思つておる。

○政府委員(鶴海良一郎君) 昨年の人事課の資料でございすけれども、これは発表したものじゃございせん。将来退職金の手当をどの程度用意すべきであるとか、その他将来の人事構成を想定するためのいわば図上演習の資料でございまして、その結果高年齢者が何人くらいになる、したがつて高年齢者は退職率が高いものですから、そういう人に対して退職手当をどのように用意したらいいかというふうなことを見直しを付すための資料でございまして、それは発表したものじゃございせん。したがって、三千人首切ると

か、そういうことを考へてはおりません。それからことしになって行(二)職員の取り扱いにつきまして人事課から「職員」という刷りものを出しました。これは発表したものでございす。これはどういふことかと申しますと、一つは配置転換の問題でございす。行(二)職員の中で行(一)の職員として転換して働いていきたいという方がございすれば、研修その他の所要の措置をとりまして、行(一)職員が足りないおりでございすから、そのほうへ転換してもらいたいということを言つておる次第でございす。なお、勧奨退職と申しますのは、これは退職を強制するわけではございせん。現在の退職金制度のもとにおきましては、高年齢者がやめます場合には勧奨退職という形をとりまして、通常の退職金に對しまして割り増しの退職金を支給し得る制度が開かれております。退職をされる方にはできるだけ便宜をはかりたいという考へで勧奨退職という割り増しの退職金を払う、そういう制度であるというふうにお考え願いたいと思つておる。

○伊藤道君 行(二)の方々は直営工事をやるに必要な十分な腕を持つておると思うのでね。この行(二)の方々を整理したり、あるいは建設機械はその後購入しないとか、技術屋さんは採用しない、こういう方針でいくということ、結局、直営工事の方向へ方向へと持っていくこととする動きが看取されるわけですね。その結果、行(二)の方々は仕事として腕を奪われてしまつたかどうなつてしまつて、四十代、五十代になつて、いろいろ短期間の研修などを受けて職種がえの要き目を見ておる。これが現状ではなからうかと思つておる。そうだとすると、これは非常に問題があるかと思つておる。やがては長年いゆる特殊技能を備へたという方々の職種転換というのは、建設省全体から見ても、さらに大きくは国家全体から見ても、きわめて遺憾なことだと思つておる。この点について一休大臣としてはどういふふうにお考えですか。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 私はそういうこまかい数字面のことにはよく承知しておりませんでしたが、大体私はこの考へを持っております。まあ、五十あるいは六十になつて、みずから引退を引退を引退したい、こういう人はそういう御希望を遂げることが適當であるかと思つておる。けれども、なかなか、まだ子供さんがおつたり、そういう方々をそこから突然離す、将来の何らかの見通しなくして離すということは、これはそれこそ人間尊重ということを使わなくても、適當でない。かように考へておるから、そういうことは、やはり、何と申しますか、愛情を持ってといひますか、実情に即した措置をとらしたい、こういう考へを持っておる。

○伊藤道君 現場の第一線で働いておられる方々は、相當の年配になつておれば、もうほんとはやめてもいいと思つておると思つておる。ただ、やめてしまつと、あとの生活が保障されてない。いまの恩給でも、共済退職年金でも、老後を養うに足る年金ないしは恩給は出されてないわけですね。生活ができないから老後にむちうつて第一線で働いておられる。しかも、相當年齢になると退職勧奨を受ける。この退職勧奨についても、これは人事院総裁ははっきり言つておるわけですね。勧奨退職については本人が拒否すればこれは強制できないことになつておるわけですね。この点について建設省としては勧奨退職についてはどういふ扱いをなさつておるのか。仄聞するところによると、相當強制が行なわれておるのではなからうかと憂慮される向きがあるわけですね。人事院総裁ははっきり言われておるわけですから、それに、勧奨退職をよもや強制はしてないと思つておるけれども、過去においてどうもそういう点は疑われるわけですね。この点はひとつはつきり約束していただきたいと思います。

○政府委員(鶴海良一郎君) 退職でございすすが、建設省といたしましては、勧奨退職というこ

とで退職を強制したという事例は過去においてもないと考へておられます。将来もそういうことを考へる考へは毛頭ございせん。

○伊藤道君 次に、先ほど来からお伺いしておるように、建設省の定員は約一千名……そうして事業量なり事務量は逆にふえておる、予算にして一五〇はふえておるといふことを大臣も認めておられるわけですか。こういう中でこのまま過ごすことは、いわゆる労働強化が度を過ぎると、労働災害と、また過労による死亡、これが相当ふえてくることと憂慮されるわけですか。これに對して、建設省としても、もちろん放置はしてないで、しょうが、こういう傾向がだんだん強くなると、いろいろ問題が出て来ようかと思つておる。労働強化に伴う労働災害と、そして、過労のための傷害です、こういうことについてはどういふふうな対策を考へておられるのか、この点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(鶴海良一郎君) 建設省の直轄現場あるいは直管現場におきまして災害が起つておることは、御指摘のとおりでございます。これにつきましても、前々からその対策に苦慮いたしておるわけでございますが、特に最近、工事の安全管理ということにつきましては、人間尊重という意味もございまして、重要な事項でございます。最近起つてきた事案等につきましても、十分原因等があるいはその防止対策等を具体的に検討して有効な対策を講じたいといふふうを考へまして、実はいまから二月ほど前でございますが、官房の首席監察官を長にいたしまして安全管理のための組織をつくつて、現在その対策につきましても、検討いたしておるような次第でございます。

○伊藤道君 ここに一つの事例があるのですが、昨年の十一月二十七日、中国の浜田で黒川という監督官が深夜の作業で、詳しいことは申しませんが、トンネルのひずみ試験のため深夜作業をしておつて、翌朝注射一本打つひまもなく急死したという事件があったのを御記憶であらうと思つたが、この死因については、その所属の事務所

長が甲辞の中で、人員不足と過労が原因だということとその甲辞の中にはつきり述べているわけですか。これは現場の事務所長として、当然に真をつね、先ほど来お伺いしているいわゆる定員の不足、欠員の不補充、労働強化といふことからこの問題が起るであろう、これはほんの一こまですが、これをこのままほつとくと、こういう問題があらちこに当然起つて来ようかと思つておる。こういう点に当然起つて来ようかと思つておるか。○政府委員(鶴海良一郎君) ただいまの御指揮のありました事例につきましても、私はまだ報告を受けておりませんが、職場の安全といふものにつきましても、先ほど申しましたように、特に重点を置いて施策を進めていきたいといふふうを考へておられます。

○伊藤道君 最近人事院が発表した昭和三十八年の国家公務員の災害について見ますと、千百十一人になっておるわけですか。このうち三十人は死亡している。災害のための死亡が三十人。この数字を今度建設省に当てはめてみますと、各省庁の中では断然建設省が多くして、千百十一人に對して四百八十八人、三分の一以上を建設省が占めておる。三十人の死亡に對して八人が建設省関係です。これはきわめて内輪な数字であつて、事故が起つてから大休養のため八日以上休んだ者について数字を加へるわけですか。したがつて、七日以下の数字を加へると膨大な数字になるかと思つたのですが、そこでこういうことから考へて、やはり仕事の性質から考へなければならぬと思つたが、建設省は特にこういうふうが多いわけですか。これは建設省としても率直に反省して、こういう膨大な災害が出ないよう十分考慮してしかるべきだと思つておる。この数字だけ見ても相当な数字ですけれども、繰り返し申し上げるように、これはほんの水山の一角にすぎない。相当な数字になるかと思つた。

そこでお伺いするわけですが、労働安全管理のためにどういふふうな建設省としては手を打つ

ておられるのか、これを具体的に御説明いただきたい。

○政府委員(鶴海良一郎君) 従来、安全管理につきましては、各地方建設局におきまして、工事のやり方、その場合の安全の確保につきまして、それぞれ意を用いてやつてきたわけでございます。ただ、各地建にまかしておきましても、ただいま御指摘のように、不十分な点が多々ございまして、これを本省段階で今般取り上げまして、根本的な対策を検討し始めたところでございます。

○伊藤道君 試みに地建とか工事事務所、こういうところの予算を当たつてみると、厚生経費といふのは工事費に含まれておるわけですか。また、厚生経費としては何もないわけですか。結局、雑費にも含まれておるといふことですか。結局、これは所長などのいわゆる通勤用の乗用車のガソリンにのみ食われてしまつて、結局、災害対策費として独立してない。建設省といふことは当然考へられておるべきです。そうだとすると、その労働災害対策費が何ら組まれていないといふことは、これは問題だと思つておる。当然組まれては、これは問題だと思つておる。文字どおりにほんとうに忠実に考へておるなら、そういう労働災害対策費などは当然組まれてしかるべきだと思つた。そういうものは全然ないわけですか。雑費に含まれたり、事業費の中に含まれておる程度です。これでは相ならぬと思つておる。少なくとも、いままではなかつたわけですか。今後は、こういう労働災害対策費などを組もうと思つておる。あるいはあるのか、その点からお伺いしたいと思つておる。

○政府委員(鶴海良一郎君) 労働災害を防止するための措置に要します費用でございますが、これはいままでなかつたわけでございます。工事費の中で支弁できるわけでございます。ただ、それが非常に小さいものにどめられておつたといふことはあるかと思つておる。従来、災害の実績から見ましても、さらに一段と努力をしていかな

ければならぬといふことは、ただいま御指摘のとおりでございます。今後は、さらに工事費の中で職場の安全管理のために必要な措置をとり得るようなことになつてまいりたいと思つておる。

○国務大臣(瀬戸山三男君) この際、私から申し上げておきますが、いまの問題はきわめて小さいようでありましても、非常に重要な問題だと思つておる。過去の労働の災害の実態をよく調べて善処したいと、かように考へておる。

○伊藤道君 それでは時間の関係もありますから、いま一問だけお伺いして本日の私の質問を終わつておきたいと思つておる。要望を兼ねて大臣にお伺いいたしますが、この労働災害対策費、いま大臣からお考へをお述べになつたわけですが、これも、ただ問題は、建設省にとつて建設労働を進められる業種からいって労働災害といふことは当然考へられる。そこで官房長の御説明では、いやそれは含まれておるのだといつても、それをいかに見ると、工事費の中に含まれておつたり、工事費と労働対策費をこつちにするといふのは、どうも、私、専門家ではございせんけれども、どうも了解に苦しむわけですか。やはり労働災害対策として独立して予算化すべきではないか。工事費の中に含まれておるからいいじやうぶだといふお考へですが、あるいはまた雑費の中に含まれておるといふことのようにも思つておる。工事費や雑費の中に含まれるのでなくして、やはり建設業務に携わる当然労働災害といふことは考へられるわけですから、それに対する労働災害対策費といふものは当然組んでしかるべきものだ。したがつて最後に大臣に強く要望申し上げるわけですが、ひとつ前向きな姿勢で近い将来に労働災害対策費として独立して適当な額を計上してしかるべきだと思つておる。このことを強く要望申し上げるわけですが、これに對して大臣のお考へをお聞かせいただきたい。

○国務大臣(瀬戸山三男君) ほかのことになりませんけれども、たとえば工事務所の職員の手給が従来は工事費の中に含まれておった、こういう時代がありました、数年前、工事費の中に含まれるというのをはきわめておかしいじゃないかということで、最近俸給は俸給、工事費は工事費と分離をしておりますが、それに似たような問題だと思っております。他の省庁の実例もあると思っておりますが、十分検討して善処したい、かように思っております。

○委員長(柴田栄君) それでは、午前はこの程度とし、午後は一時半再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(柴田栄君) 委員会を再開いたします。国防衛に関する調査のうち、北富士演習場に関する件を議題といたします。

本件につきまして質疑の通告がございます。これを許します。なお、関係当局の御出席は、松野防衛庁長官、海原防衛庁長官官房長、宍戸防衛庁教育局長、小橋防衛施設庁長官、財満施設部長でございます。

それでは、御発言を願います。山本委員。

○山本伊三郎君 北富士演習場の問題は、もうすでに昭和三十三年ですか、岸・アイク声明問題以後ずっと問題になっておるわけでございますが、たまたま今度防衛庁長官がかわられましたので、長官の認識を確かめるといふ意味もございすけれども、まあ、失礼な言い方でございますけれども、私も実は林野雑産物の補償の問題は一応のめどがついて解決されたことは聞いておりますが、基本的な、岸・アイク声明による、あの基地を日本に反還するという問題は、現在までまだ解決しておらないのです。それに伴っている問題が実は地元であるということを選挙中に私聞きまして、あとで具体的な質問をいたしますけれども、

も、文書質問を実は参議院を通じて総理に出したわけでありませう。しかし、それについては相当問題があります。その前提として、防衛庁長官は北富士問題について今日どういふ問題が起こっておって、しかもそれに対して防衛庁としては、どういふ解決策で臨もうとしておられるのか、ひとつ防衛庁長官の北富士演習場の問題についてひとつ防衛庁の見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(松野頼三君) 私は今般防衛庁長官に就任いたしましたので初めて当委員会に出席いたしました。どうぞよろしく御指導と御協力をお願いいたします。

北富士演習場の問題は山本委員お尋ねのように、速記録を拜見しますと、山本委員だけの質疑を見ましても、すでに防衛庁長官が五代かわってあります。したがって、その紛争の焦点も時によって変化が起ころうとあります。あるものは解決、あるものは未解決、その間にまた新たな問題も出てきております。要するに、昭和三十六年ですか、米軍の使用から自衛隊の演習場に切りかえるという閣議決定、これが一つの焦点となつてまいりました。その閣議決定は、演習場のためにぜひこれを使用したい。過去においても、米軍の基地である中に、地位協定の何カ条かによって、米軍が使用しないときには便宜自衛隊がこれを使用させてもらっている。これが自然に今度はひとつ自衛隊が主となって使うならば、自衛隊の演習場にこれを切りかえて米軍に逆使用させてはどうか、これがおそらく岸・アイク声明以来、昭和三十六年の閣議の方針だと記憶しております。

そこで、今までも問題がありました。補償の問題、入り会い慣行の問題、あるいはその他の問題という、まあ三つの問題が出ており、先般山本委員から議長を通じて政府に質問を出されたのも三つだったと私は記憶いたします。一点、二点、三つ、山本委員の明快な質問に対して政府も実は明快にお答えしたわけでありませう。もちろん、その間においても内容については意見の相違がある

と思ひます。基本線は実はその三点に御報告したとおりで、問題点もその三点に示はられておる今日、紛争があるならその三点が焦点じゃないか、私はこういう認識で今日おります。

○山本伊三郎君 そこで、まああとでいまの紛争の問題尋ねますが、私のほうの文書質問について政府の答弁があるんですけども、文書答弁です。これはもうこれに対して追及もできなかつたんですが、いままで防衛庁の長官も五代かわりましたけれども、答弁も若干閣議決定の三十二年までは実は共同使用してると、これはもうすでにわが国へ返還されるという前提であるというところで実は押してきたんです。ところが、最近御存じのように、ほとんど米軍の演習というところから防衛庁は米軍に対してこの返還についてどれほどの熱意を示して交渉されておるのか。日米合同委員会も開かれておると思ひますけれども、その点が私はあきらめないんです。ただずるずるべつたりと、閣議決定だから、米軍が使用しなければ、あとで尋ねますけれども、管理権の範囲でこれは使用できるんだと、そういうことでは私は地元はおさまらないと思ひます。したがって、岸・アイク声明によりアメリカ軍の基地を、特に北富士は問題あるところであるから、政府はどれほど熱意を示してアメリカ軍と交渉されたか、その点の経緯をひとつお聞きしたい。

○国務大臣(松野頼三君) 北富士の演習地が米軍の使用が減るならば、これに対して返還してくれという要求をいたしました。その結果米軍においては、今日の状況で減つちやおるが、これをゼロにしちや困る。演習地をなくすことは困る。その方針が一貫いたしました。昭和三十六年の実は方針になりました。その後、米軍も使用の頻度は減つておりますが、全然使用していないわけでもございませぬし、使用してない年もまたございませぬ。非常に減つたことは事実であります。したがって、米軍は演習地を全廃することにはいまだに反対であります。ただ、防衛庁と共同使用あ

るいは防衛庁の演習地として、随時適宜自分のほうの要求に応じられる条件に置くというのが今日までの変わらざる基本線でありませう。

○山本伊三郎君 それで私は日本政府のまた熱意がないと思ひます。私は調査してもらひましたけれども、なるほどわずか二十日か、一年通じて五十日ぐらい使つておるか、二十日ぐらい、それぐらいの使用をしておるのに、依然としてあの広大な地域をアメリカ軍の基地として政府がそのまま認めておるといふ防衛庁の私は態度、日本の国防衛の態度としてあきらめない。しかも、あれによって一般国民の受ける損害というのとは相当あるんですよ。ただ向こうがそういう態度に対して、一体防衛庁はどこの国防衛庁であるか、こういう私はあきらめない意見を持っております。いまの長官も、向こうがそういうことなんだからしかたないんだという考え方で今後進まれるかどうか、その点もう一べん念を押しておきたい。

○国務大臣(松野頼三君) 現在の地位協定から見ますと、各所に現在米軍の使用の頻度が減つていくところはあります。減つていくところはあります。やはりこの地位協定そのものが一つの長期的な観点に立っているんで、絶対に使わないというところについてはそれは返還要求いたしますが、まだ使用可能であり、あるいは使用目的がある、あるいは使用しつづつあるというところには、これを拒否することはなかなか今日の状況では私はむずかしいと思ひます。したがって、自衛隊においては、できる限りその範囲内において努力いたしますが、これは自衛隊というより施設庁のほうの所管でありますので、自衛隊とは所管関係内容は多少違つております。御承知のように、最近防衛庁にこの問題が移管されたばかりで、昔は防衛庁ではありませぬでした。そういういきさつからいいますと、防衛庁ばかりを責められますけれども、施設庁としては業務を継続しておりますが、私はそういう考えで、たしかこの前労働大臣ととき

には、その所管を私がやったような事は記憶がしているのです。そんなふうなことから今日考えてみますと、そのそのままぬるいということじゃありませんが、やはりその米軍の立場を考えてみますと地元の方にも御協力いただきたいところは多々実はございます。

○山本伊三郎君 それは大臣がそう言われると、実際それじゃあるいは米軍との問題で具体的な問題に供して、一体外務省を通じてでもいいが、実際やられているのですか。ただ向こうが言うたからといってこれはしかたがないのだということでは、私はあきらまらないと思うのです。この点、どうなんですか。

○政府委員(小幡久男君) 富士の演習場につきましては、米軍との間に特別の研究グループをつくりまして、三十七年以來、米軍がもし自衛隊に返還をされて米軍が使用するというふうな前提のもとにおいてどういうふうな米軍は使用の要求があるかというふうなディテールにつきまして、現在ずっと審議を続けまして、大綱につきましてはまだ若干要結点を見出せないところはございますけれども、三十七年以來両方で相談し合っているようなわけでありませぬ。

○山本伊三郎君 これはあなたのほうからも資料もらったのですがね、三十七年には一年を通じてわずかに十六日、三十八年は二十三日、それから三十九年については四十七日、そういう程度のものでございませぬ。したがって、ほとんどがアメリカ軍でなくして、自衛隊がこれを使用しているのですね。しかれば、ぼくはもっとはっきりと、かりにいまの場合、私、質問の中で言いましたけれども、返還ができにくいというならば、地位協定をそう無理にこじつけないで、はっきりしなくちゃならぬと思うのです。私への文書送付では、結局、地位協定第二条4項の(a)については望ましいけれどもそれは無理である、したがって三条の1、いわゆる管理権に基づいて、いわゆる自衛隊が使用しているのだと、こういう解釈ですがね。これは防衛庁、そう言っているけれども、外務省

あたりの、あの安保条約改定の当時の、地位協定ができた当時の逐条解釈を見て、そういうことは出ておられない。非常に無理な解釈をして、何とか理由をつけようということ以外考えられないのですよ。アメリカが管理権を持っているということでは、地位協定の第三条の1を見てみなさい。管理権にそういうものは含まれておりませぬよ。それを向こうが管理権持っているから、日本の土地でありながら、向こうは管理権があるから、今度は日本のほうに貸してやるのだ。自衛隊だからいけれども、ほかのほうに貸すというふうな管理権が含まれておりますか、実際問題で、純粋な条約論、法理論からいって、そんなのないですよ。ただ現状やっているから、何とかそこに、まあ、こじつけと申しますか、牽強附会というか、そういうものをつけてこれは文書送付をされたと思えますが、それじゃ法律学者も納得しないですよ。やるならやるで、やはり地元を納得をさせて、契約をするならばするということでは、はっきりすべきであるということでは、この前の施設庁長官の小野さんにも私は言ったのですよ。よくわかりましたと言っておいたのです。それが今度ああいふ紛争を起して、私が文書質問をする、こういうこじつけの答弁が出てくるのですが、これについて施設庁長官、どう思いますか。

○政府委員(小幡久男君) ただいまおっしゃいましたように、現在の使用の法的根拠は何かと申しますと、これはおっしゃる通りに、われわれとしましては地位協定の三条の管理権によりまして米軍が法的に使用しておるといふふうに解釈しておりますが、先ほど山本先生から御指摘がありましたように、使用関係の実態が年を追いましてだんだん米軍と日本の自衛隊との使用回数が逆になってきたことも事実でございます。したがって、この実態にふさわしいような内容にするためには、やはり先ほど来大臣から申しておりますように、自衛隊が使用してその合間に米軍に使用させるというふうな関係に早く持っていくたいということとを念願いたしましたして、先ほど来申しております

すように、米軍とも折衝をし、あわせて地元とも使用転換という合意のことばでいろいろ御折衝申し上げておるような次第でございます。その点はそのような実態に即した地位を早く与えたいという念願からのものであるということをお断り願いたいと思っております。

○山本伊三郎君 了解しなくては私が了解して済む問題じゃないですよ。これは地位協定第三条の解釈をそこまで範囲を広げてやるということでは、そもそも地位協定を結んだときには、向こうにそういう管理権を与えるのだから、何とかこれを狭めるといいますか、一つの制限規定として、これを、いわゆる条約を結ばれたと、私はそれをそう広げてやるということでは、今後の日本の基地政策上から見れば禍根を残すと思うのですよ。たまたま自衛隊が使用しておるからという文句をつけておるけれども、アメリカがそういう管理権というものを乱用してほかにこれを貸すということがあつてもこれをどうするのですか。日本の自衛隊が使う場合にはそれはいいのだという文句があるならいいけれども、それは第三条にそういうことをうたっておられない。ただ地位協定一施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができるといふことであつて、そういう広範囲に又貸しするというふうなものを解釈すること自体が私は牽強附会だと思つたのです、そういう点がね、まあ文書でもらったのだからこれに対して追及できないから切齒扼腕しておつたのですが、きょうそれを明らかにしたいと思つているのですが、そういうことでやるということについては、私は防衛庁もあまりにも自己撞着というか、自分勝手な解釈をしておる。条文、地位協定全般についての責任をとる私は解釈できないと思うのです。その点どうですか。

○国務大臣(松野頼三君) これでやっているのが防衛庁以外にも一つ顯著な例は板付飛行場の日本航空への使用。これも実は民間航空ですが、第三条によつてアメリカの米軍管理権の中において民

間航空の使用を許しております。したがって、防衛庁だけが乱用しているというわけではありませんが、防衛庁が大部分は使用目的が同じなために使っておりますけれども、全然無意味というわけでもありません。ことにまた合同委員会を通じて日米間の合意によつてやる、したがって、そう極端なワケが広がるといふふうには私は実は思っておりません。もちろんこれは望ましい姿じゃありませんので、今後これを縮小すべきだ。そこで正しい文章に直すと第二条に実は変えなければいけないわけですが、今度自衛隊として第二条に改める。この姿が実をいうと現状に一番近い姿だ、そうして米軍の使用を逆に許可しますような姿に実は変えたいというので、地元の方にもその話を米軍にも了解を得て第二条によるほうに変えたい。山本さんのおっしゃる通りに、第三条ばかりやっているのは北富士に關しては適當でないかもしれませぬ。したがって、第二条に改えたい。その変える交渉を両者に実はしているわけですが、米軍にも一方合同委員会を通じて交渉し、地元の方にも使用転換という意味で交渉しておる。また、この交渉が御承知のように、多少まだ解決してないものから、第二条に実は移管できないというのが現状であります。

○山本伊三郎君 板付は第三条管理権をやつておるのですか。ほとくの調査では第二条の第四項なんですか。

○政府委員(小幡久男君) 板付の民間機の乗り入れにつきましては、エプロンは第二条でありますけれども、滑走路とかそういうものは第三条でやつております。

○山本伊三郎君 いや、ここに、いま、それはあとでぼくが言いますが、第二条第四項、第三条によるものはたくさんある。いま言われた単に板付ばかりではない。板付以外にもたくさんあるのです。ただ単に問題は北富士だけを言つておるのです。ほかにもたくさんあるのですよ。そういう事態のものがあるからいいというものではないのですよ。私は、大臣はほかにもあるからそれでも

いいじゃないか、そういう意味じゃない。ぼくの言っているのはここに十一カ所ある。こういうものを含めてわれわれ言っておるんだが、たまたまあなたの方が何か北富士だけに固執しておる。そういう意味ではないですよ。そういうこと自体がほかにも広がってくるから問題があるとおるんですよ。私はほかでも管理権をこういうふうにするのは妥当ではないかと思っておる。そういうものがだんだん広がってアメリカも管理権をそう乱用されて私はいっていいという考え方でこれはやむを得ないのだということでは、私はそういう防衛庁の態度に対してあきたらないという追及をしておるんですよ。それがほかにもあるから、これはもう地位協定でやっておるんだから、これはもう地位協定でやっておるんだから、向こうでかかってやるのだという、こういう政府の態度に私は反省しなければならぬということをおっしゃるのです。その点どうですか。

○国務大臣(松野頼三君) おっしゃる通りに、こういうものが原則としてあるということは、私たちも好ましいことではあります。第二条に移管することが正しい姿だと思います。今日までは第三条の適用として十何カ所くらい私もあると思います。しかし、これが違法だというわけではない。しかし、あくまでより明確にするために二条に移管すべきだ。この努力は合同委員会を通じて常に要求いたしております。ただ三条は違法なんだというわけには私は出ない。これは安保条約、地位協定、成立当時からの基本方針は変わっておりません。ただし、これは例外的で原則でないというところは私も承知しております。したがって、なるべく第二条に移管するように交渉する。その期間には第三条によって日本の利用にも供して貰う。このような私は現状だと思います。

○山本伊三郎君 ぼくはそういう態度については納得できない。この違法であるかどうか、私は政府の態度というものは憲法第九条を、そういうことを引用する必要もないと思えますけれどもね、私

は立法、条約が締結されたというときの精神というもので、これはある程度はつきりつかんでおかないとですよ、理屈をこねてこれでもいけるのだ、管理権のうちだということには、それは法律学者の中にも両論がありますよ。しかし、それならばあの地位協定をつくったときのあれは、外務省から発行したと思うのですが、あの逐条解釈の中にも若干そういうものを触れておくべきですよ。地元の善良な国民はそういうものをたよりに生活をしておるんですよ。防衛庁はそれを管理権にそれは含まれておるからいいのだ、違法ではないというかもしれないけれども、善良な国民はそうは思っておらない。当然あれによって生活をしておるんですよ。土地を貸しておる人とかそういう人は、その地位協定の精神をそのままつかんで、実はいままでいろいろと問題を理解しておるわけだ。それが今度の北富士の一つの問題に発展してきておると思うのですよ、そう思いませんか。あのいまの北富士の問題、私もまだ調査していませんが、そうでなければあんな問題起こりませんよ。あなたの言われることが正しいのだというので国民が理解しておるんなら、そういう問題起こってきませんよ。どうなんですか、いま問題にしておる問題はどのなんですか。

○国務大臣(松野頼三君) 認識が不徹底であったというそしりは、私たちが甘んじて受けますが、地位協定違反だという、条約成立当時の問題とは私はこれは別だと思っております。そういうものが条約違反だという解釈は、この地位協定成立当時からこれはございせん。ただそういう問題は認識が足らなかつたのだ。国民はそう思っておらなかつたのだ。この認識の問題はありますが、地位協定の成立当時の解釈として途中で変わったというところはございせん。

○山本伊三郎君 これは第三条をすらすらとしゃなしに読んで、管理権の範囲というものがどこでそういう合法性があるというものが出てくるんですか。どうも私はそういうものがこの文言の中から出てこないですね、第三条を幾ら読んでも、制

限規定だと私は見ておるんです。管理権を与えた施設、地位、この施設をするということについてはこれこれだけはいらうというのを私はこれで規定しておると思うんですが、どういふところでそういう解釈ができますか。

○政府委員(小幡久男君) 三条の一項の「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることが出来る。」この条文でございすが、先生がおっしゃいましたように、たとえば緊急に飛行機が米軍の施設に着陸するとかいうような点はこれは問題ないと思います。そういう一時的な問題は私はこれに該当するものであると思いが、それのいうところは一番問題の少ないところでございますが、自衛隊が一時的に使用するということのようなこともその範囲に入ると思いますが、北富士のように長期的に継続的にやりますよというになりますと、やはり好ましいかどうかという点になりますと、先ほど米大臣から申しておりますように、早くその態様を是正して二条でいきたいというわれわれの考えを持っておるのであります。そのためにこそ米軍と折衝する。さらに、民間には、使用転換によりまして自衛隊が主となつて借りて余りを米軍に貸すといった正しい姿に返したいと思っておるわけでありまして。

○山本伊三郎君 正しい姿に返したいというそういう考え方が起こるといふ根拠自体に私は問題があると思つておるんです。これが違法でない正しいものであるというならば返す必要がないでしよう、そこまで言われるなら、正しい姿に返したいというところ、この解釈に無理があるという下心があるからそういうことが出てくるんですよ、私は率直に言えよ。ここで、あなたのほうで文書回答総理大臣を通して私にやつたやつを、それを間違いでありますよということをおっしゃらないか、これを聞いておるんですよ、おそれなくどうあつても言わないと思つても、正式に国会議員に答弁書を出すならば私はもう少し出し方があると思つておるんですよ。それは相当政府内でも検討されたと思つておるんですよ、安保条約はわれわれ初めから

あの問題で携つてきて地位協定も相当論議をした末にできたものだから、われわれはそういうこととでよろしゅうございませぬというふうなことは言えないですよ、立場上ね。そもそも基地を与えるということにも、日本の安全ということを前提にして岸総理が相当もろどの会議でも言われたんですよ。われわれ反対だと言つたけれども、それならば地位協定の中にある制限規定を設けましようということ、第二条にいたしまして第三条にいたしまして、あなたがいま第二条にいたして、第二條でもそう簡単にいきませぬよ。第二條の条件というものはみなあるんですよ。そういうものを簡単にこれは、文書答弁だけに私はここで固執しませんけれども、そういう問題を控えていまの地元の問題をどう解決するかということが私の結論です。

きょうは大に初対面ですからさういふことでどうしようということをおっしゃる。私は基地をいへん——これはさつき委員長にも、雑談でありましたけれども、視察に一べん行つてもらいたいということをおっしゃつたけれども、これは行きますけれども、相当防衛庁無理したことをやられておることを聞いておりますけれども、きょうはそれは取り上げません。ただ私は大事に思うことでございませぬから、聞いたことだけで正式のこの委員会では発言をいたしませんから、一度実地を見てきてその上でひとつはつきりしたいと思つておるんですが、したがって、きょうはそういう解釈からくるあいまいさから——あいまいさというより、むしろ私はこじつけからくる国民に与える迷惑というものもはもと防衛庁誠意をもって解決しなければいかぬじゃないか。この点を、きょうはたまたま予算委員会があるけれども、防衛庁長官に来てもらつて私はいふことを追求しているわけなんです。この点についてどうですか。

○国務大臣(松野頼三君) 先般も回答申し上げたように、この管理権の範囲内でも今日まで処理しておる。また第二条の第四項も、御承知のとおり、この条項もありませんし、したがって、地位協定の第三条が不明確である、あるいは第三条をもつ

とこれを明確にすべきであるという議論は私も拝聴します。しかし、地位協定違反だということ

は、私は、当初から私もこの条約は一議員として参列いたしましたが、その趣旨は私にはなかつたと思つたのです。私も同じように委員会が議員として

地位協定一条一条を審議したものであります。そのときの解釈とそのときは方向は変わつてやうりません。ただこれを前提として、これがすべて

だといふ前提はなかつた。確かにこれは例外的措置だ。そこで第二条とか第三条といふものが関連して

連して行くわけだと私は思ひます。一つ一つびしゃつといふなら第二条は要らないはずであります。したがつて、第三条が関連するところ

にその状況に応じてこの問題が取り上げられると私は思ひます。したがつて、この第二条のほう

が明確であるといふものは第二条にこれを移行するといふ努力をするほうがいいし、三条違反だ、

違反ではない、この解釈もありましよう。われわれは三条違反だと思つておりません。しかし、

管理権をあまりに米軍が乱用されるということ、これはいいことじゃないと私は思ひます。したがつて、合同委員会において両政府の協議とい

ことが実は内容における問題じゃないか。合同委員会といふものが、その運営とか法解釈とかい

ふものを合同委員会で定める、これが法律に書いてある運用だと私は思ひます。したがつて、法律条

文が不明確であるならば、合同委員会での両政府間の調整をするというのが第三条の趣旨であ

り、なお第二条には御承知のように、米軍が使用しなかつたときはどうするということも書いてあ

るわけですから、一条一条言うならばその一条には議論がありましようが、地位協定全般の思

想としては、私は今日の問題が違法でないことは疑いありません。ただ運営がまずいじゃないか、徹底させないじゃないか、もう少し関係者にこれを周知徹底させる、これは私も同感だと思

の前の行政協定以来の沿革から私も実は参列した一員であります。

○山本伊三郎君 防衛庁長官はそう言われま

すが、そういういまのようなケースも認めるのだといふようなことは国会の議論になつた私は経験は

ないのです。そういう論議はされておるというならば、それを明示されれば、立法過程においてそ

ういふものを含んだ管理権という了解は得ますけれども、私はそういう論議はされたといふ——私

は政府部内でされたかどうか知りませんが、正式な国会の場で私はそういうこと論議をされたこ

との経験はないのです。それは議事録を出していただければ、いまのようなケースの場合も管理権

に入るのだということが、外務委員会なり、あるいは本委員会なり、衆参を通じてそういう論議を

されたかどうか、私はその点の経験がないから、その点どうですか。

○國務大臣(松野頼三君) 主として私たちが与党内の議論でありますから、与党が委員会の席上で質問をする機会に少ない機会であります。御承知のように、委員会においては野党の質問のほう

がほとんどであります。しかし、われわれは与党としてこの法案を政府から説明を受け議論する

ときにはこの問題は議論が出たというわけで、速記録は私出しておるかどうか、そこまでは——私も発言したことがあります、速記録に載るよう

な。しかし、この問題は行政協定、地位協定の改定のと時から政府部内、与党部内でも私たちが議論いたしました。ただ、与党の方々がなかなか委員会

で発言される機会が御承知のように少ないものでありますから、私も実はその速記録といふものもど

うか、そこは自信がないのであります。しかし、おそろくこの問題はそういう終始した記録とい

るといふものが今日までの運用の方針で、これは私がいま言うわけじゃありませんが、この方針は私

はそう変わったものじゃないと思ひます。○山本伊三郎君 それは大臣は、あのときのこと

わりを追究するといふことは幾らでも言えますが、少なくとも国民感情が——国会が承認するとい

うことは国民が承認することになるのですが、少なくとも与党内で議論されたからどうこうとい

うことは私は言い過ぎだと思つたのですよ。やはり国会の審議といふことが——これは正式な国会で

すから、与党内でどう言われたとか野党内でどう言つたとかいふことは義務の範囲ではない。この

国会で議論をされるその過程において議論をされたのが私は参考になると思つて、それもすべてではない。それが与党内でやつたからどうこうとい

うことは、それは私は聞き取れない。そんなものが問題になるのだったら——記録もないやつが問題

になりますか。

○國務大臣(松野頼三君) おっしゃる通りに、私

のことはあるいはあまりに議員的な立場でお答えしたかも知れませんが、もう一つは、たしか福島

長官だつたと思つたのです。当時の福島長官がい

ずれかに明言をされておるあるいは公文を出して

おられる。私はちよつと思ひ出しましたが、証拠は、本日山本委員に御回答いたしましたのも、ただ無形な回答をしたわけじゃない。明らかに政府

としては、これだけの解釈、あれだけの方針がいろいろきまつておるからそれによつて私は御回答したのだ。だからどこで言つたとか言わないで、それはお互い議員の立場ですからお許しいただいて、福島長官のときの法律解釈あるいはこの提案

のやつですね。それは改定になつた。ああいう地位協定といふことは変わつてきたのですからね。

このときと地位協定になつたときと、相当そのときの考え方は変わつてきておる。アメリカ軍の基地に対する考え方といふものは、あのときはほとんどアメリカの言うとおりでつたのですが、今度

の場合はそうはいかないので、安保の改定がなされたのです。したがつて、そういうものだけでは私は納得できない。福島長官の見解がどうだからといふことを私はそれだけでは納得しない。

○國務大臣(松野頼三君) いませつかくのことでありますし、今後の問題でありますから、もう少し私のほうもこの問題についての速記録なり政府見解なり、国民の知り得る公の文書といふものを用意いたしました。実を言うと大事なことだと私は思ひます。したがつて、その見解は本日預から

していただいで、あらためて私のほうから政府答弁いたしました論拠についてお答えすることのほう

が正しいと思ひます。

○山本伊三郎君 ぼくはそこまでやつぱり謙虚に問題を取り上げていかなくちやならぬと思つたのです。私もここで正式に質問する以上は、いろいろ学者の意見も聞いておるのだし、政府がどうやらざるをいかならうといふことの私は了解もあるのです。その上に立つてぼくは発言しておる

やつを、大臣はいかにも押えつけたやうなことを言つておると、これはもう何時間やつてもあなた

があやまるまでは私は追及したいと思つけれども、きようはそこまでまああやまると思つてす

から、きようはこれでおきますが、最後に私の文書説明についてはいろいろと皆さん方の意見を聞き

ますが、やはり問題は、どう地元のほうを解決するかあるいは法律論はどう解釈するのですか。国民は利害関係、生活に関係あるわけですから、大臣もひとつ私と初めてでありますけれども、北

士の問題については、いろいろ長い間問題があつたのです。ようやく林野雑産物の補償の問題につ

いても、長い間の経過を経て、地元の納得、了解を得て協力しようといふことを小野長官のとき

願ひたい。

○山本伊三郎君 福島長官のそれについての見解は、いわゆる旧安保条約いわゆる行政協定のとき

に手打ちをしたようです。いまた新たに土地対策の問題を中心に問題が起こっていますから、これをひとつ誠意を持って防衛庁としても前向きで、感嘆するのじゃなく、ひとつこの解決の努力をしてみたいと思うのですが、その点、大臣、どうですか。

○国務大臣(松野頼三君) ぜひ山本委員のみならず委員長、理事の方もこの問題については御協力いただきたい。おっしゃる通りに、理屈詰めばかりでもなかなかいかぬところがあるのです。したがって、当時われわれが真正面から当事者間でなかなか話し合いがつかないときには、山梨県知事を実は入れております。しかし、何といたしまして、問題が問題だけに、当委員会において委員長はじめ理事の方がおられますから、ひとつあつせんというとおかしいですが、両者の言いつ分を聞いて円満な御解決も願いたい。なかなか防衛庁長官という、いままでの防衛庁の方針というものがずつとありまして、そう私が急にどうこうということはないけれども、そう急にならぬ立脚もありませんし、私とは早く早く解決をすることが一番いいのだ、それには両方とも意見を一つずつ下からなければいけない場所もあるのじゃなからうか。ついでには、山本さんも御承知ですが、当委員会の理事の方、委員長の方、一度よくこれの事情を調べていただいてそうして解決をやりたい。お互い大事なときに、こんな問題で紛糾すること、私はよくないと思っております。そう私がかたくなことを言っておるわけじゃありませんので、当委員会にひとつお願いいたします。

○山本伊三郎君 それは大體その点は、誠意ではからうということはお認めしておりますが、基本的な問題として、もうすでにアメリカがほとんど使用しないという、まあかりに使用が将来あるといつても、いまの現状からいって、やはりほかの基地についてはきょう時間がないから触れられませんが、事北富士に關しましては、ああいう日本が一番国民が崇拜する靈峰と申しますか、富士山のおふもとであるから、やはり基地を返してもら

うということ、やはり日本国民の私はすべての総意と言ふことはいいかどうか知りませんが、願望だと思ふのです。ところが、大臣がいろいろやっておると言われますが、私の聞く範囲においては、まあまあということ、あまり積極的に関同委員会にも話題として出さないというふうな状態では、私にはないかと思ひますので、この点をひとつ閣議なりその他の方面で、基地の問題についてはもっと積極的にひとつ取り上げていただきたいと思ひます。池田内閣のとき、私は予算委員会でも質問いたしました。基地問題關係懇談会ですか何かこしらえて、この問題は根本的にやりますという答弁もあるのですから、この点はひとつ佐藤内閣の防衛庁長官として、この問題は積極的に取り組んでもらいたいと思ふのですがどうですか。

○国務大臣(松野頼三君) おっしゃるとおり、基地問題懇談会というものは、ぜひこれを積極的に進めたい方針でやっております。同時に、ひとついろいろの問題については政府の立場、自衛隊の立場も考慮していただきたい。したがって、アメリカの返還と同時に日本政府の立場、同時に自衛隊の立場もひとつお考えいただきたい、共通点というか、解決点は私が出ているのじゃなからうか。ただ、一方的な話では、なかなか政府の言つとおり押しつけるわけにもいきません。地元民の言つとおり、地元民の言つとばかりを聞くと政府の行政ができない、そういう場面が各所に、実は基地問題というものは出てまいります。したがって、両者の、両方とも理解ある解決を私ははかりたい、そういう考えでおります。

○山本伊三郎君 これでありますが、希望も入りますけれども、これは施設庁長官も聞いておいてもらいたいのですが、基地問題、事北富士に關しましては、これは石原理事も十分、私はたびたびやっておるから記憶にあると思ひますが、社会党の考え方といういまの基本的な態度を離れてほくらも解決に努力し協力してきた。したがって、基地反対だという一本やりで地元の人はやっておらない、それはもう施設庁長官も御存じだと思ふ。

そう理を説かず無理に押えていくこととなるから、地元が反発をしてくいこととなる。砂川のような基地反対闘争というふうな形で出ておらないのです、向こうは。そういう点は、大臣も少し認識をしていただきたいと思ふ、あの問題を解決をする場合、それならば、もうぼくらは、相当党内においてもこの問題について了解を得ておられますけれども、やはり地元意向というものを私は尊重して、われわれの基本的な考え方、態度というものは出さず、何とか——この前の小野長官も、自衛隊としてはどうしてもこの範圍は必要だから何とか話でできぬかという話があつたときに、私はもうそれらして、席をはずしましたけれども、地元の人、それはひとつ協力して相談して話に乗りましたという話をしてきたと私に伝えてきた。そういう北富士の特殊性を十分考慮されて、そして今後、施設庁長官は、当の責任者でありますから、大臣と相談して、そんな威嚇発砲したり——これはまた問題によつては取り上げますけれども、日本の国民に自衛隊が威嚇発砲するとか、そういうことをやられず、おとなしく話をするように解決に努力してもらいたいと思ふんですが、最後にその点だけ一つ。

○国務大臣(松野頼三君) 円満に解決するように私たちも努力いたします。

○委員長(柴田榮君) 伊藤君。

○伊藤道雄君 いままで基地問題の二環として北富士問題についての質疑が行なわれたわけですが、私もこの基地問題に關連して一、二お伺いしておきたいと思ふわけです。

その前にまずお伺いしたいのは、政府は公務員などにいわゆる順法精神を相当強調しておられるわけですが、ところが、政府自体はどうも、たとえば国会の場で公約されたことをなかなか実現されない、そういう具体的な事例が多いわけですが、せつかく国会の場で公約されたことが何年たつても実現されない。北富士の問題もその一つであろうと思ふ。これは当委員会で長年論議されてきたわけですが、それから、後ほど一、二お伺いしますが、

太田大泉の飛行場返還の問題もその一つです。というふうな、それそれ当時の責任者から相当責任のある発言があり、しかも期日まで明確にして返還を公約されたことが、五年たつても六年たつてもいまだに実現されないという具体的な事例があまりにも多いわけですが、これではせつかく委員会でも審議を重ねても全く意味がないのではないかと。なおことを進めれば、国会軽視のそしりを免れないと思ふのです、そういう観点からすれば、こういう点、基本的な問題について、長官としては一体どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(松野頼三君) 政府としていまだに公約したことが実現できなかった——全然できないというものは、私は、あまり事例はありませんが、努力してみても、一年延ばし、二年延ばしで基本的解決が手間とつたというのはいくらも私にはあると思ひます。基本的解決がなかなかできなかった。しかし、その間において何もなかったわけではありません。その間に、關係者には御了解を得て、それではもう一年この現状でいこう、来年また解決案を考えよう、来年できないものは翌年、また一年延ばし、一年延ばしというものは、これはやはり事例によつてはたくさんあると思ひます。しかし、法律違反を犯したとか、あるいは順法精神を政府みずから破つたというものは、おのずから——關係者がありますので、やはり片一方の人は賛成されても片一方のほうは反対すると、移転問題というのはなかなかできません。そういうので、実はまん中にはさまって苦勞している姿がたくさんあります。期日を約束したのに解決できなかった——期日を中途に努力はしますが、やはり利害者というものは、右に賛成があれば左は反対する、移転問題では、片一方は立ちのき、片一方は誘致反対というのが基地問題では実は多々あります。したがって、解決ができないのじゃなから——それはやはり利害者が両方にあるのですから、なかなかうまくいかないか、移転しようと思つてもなかなかできない問題があります。それは御了承いただきたいと思ひます。

太田大泉の飛行場返還の問題もその一つです。というふうな、それそれ当時の責任者から相当責任のある発言があり、しかも期日まで明確にして返還を公約されたことが、五年たつても六年たつてもいまだに実現されないという具体的な事例があまりにも多いわけですが、これではせつかく委員会でも審議を重ねても全く意味がないのではないかと。なおことを進めれば、国会軽視のそしりを免れないと思ふのです、そういう観点からすれば、こういう点、基本的な問題について、長官としては一体どういふふうにお考えですか。

う。

○伊藤道君 それでは、具体的な例を申し上げますが、赤城さんがその当時防衛庁長官に就任されたのは昭和三十四年から三十五年にかけてだったと記憶しているわけです。それから数えてもう足かけ六年になるわけです。三十五年から起算しても……それと、さらに長官は、もうあなたで、赤城さんから起算すると八代目になるわけですが、そこで伺います。三十五年に赤城さんが、これは議事録を後ほど見ていただければわかりますが、いろいろ太田大泉米軍の飛行場返還問題で私が追及している中で、こういう約束をされているわけですか、意味はこういう意味です。おそくも明春三月ごろまでには返還できるような努力いたしますと、こういう公約をなさっておるわけですか。三十五年に、次の江崎長官についても、これは当時の調達庁長官は丸山さんだったです、そこで、お二人で相談して、この問題は緊急に解決しなければならぬ問題だと丸山調達庁長官も言われておるので、緊急に解決するよういたしますと、こういう意味の御答弁があったわけですか。それから起算してももう五年ほどたつておるわけですか。以後西村さんと藤枝さん、志賀さん、福田さん、小泉さん、松野さんと、ちょうど八代目になるわけですか。その間に、やがてこれで済むかと思うとまた白紙に戻って太田大泉の問題は繰り返して繰り返して行なわれてきたわけですか。あまり繰り返して繰り返して行なわれるので、与党の委員の皆さんも、まだやっておるのですかと、まだ解決しませんかという発言があるほど、ことほどさようにこの問題は公約が不履行のままになっておるわけで、やはり国会の場で公約したことが、それが行なわれないということは、法律と公約とはもちろん違いますが、精神には変わりないと思えます。そういう政府自体が公務員に順法精神を強調するといふ資格はないと思うのだ。私は、約束はきちんきちんと守る、それで初めて順法精神を強調する立場になり得ると、こういうふうに考えるわけ

す。一体この太田大泉飛行場の問題がどうなったのか、いろいろ情勢を聞くと、群馬百六十万県民があけて熱望しておるわけです。県議会でも何回も決議がなされておる。地元では、もう、私が赤城さんについて質問したことに対する約束で工場施設計画まで着々と進めて待機しておるわけですか。ところがさっぱり実現しない。はかり知れない物心両面にわたる損害を現地の方々は受けておるわけです。こういう実情の中で先般委員長はじめとして私も視察にも行ってまいりましたわけですが、あれども、何とか代替地を見つけて返還できるようにしたい。そこで、現地の訓練も、これは物資投下訓練、ただ単なる飛行訓練ではないわけですが、物資を投下する訓練で、これは太田はもろもろ心市ですから、相当周辺には人口が稠密しておるわけですか。人間の住んでいる頭の上で物資投下訓練が繰り返して行なわれている。しかもその間誤射事件が何回か繰り返されたわけですか。あるときはゾーブが頭の上に落ちてきたり、あるときは電氣通信機が落ちたり、ドラム缶が落ちたり、幸い、不幸中の幸いで人畜の被害はほとんどなかったわけですか。まあ、それは幸いでしたが、それで、訓練をあまり行なわれない、私が当委員会で質問すると、翌日必ずと言っていいくらい訓練が行なわれる。ふだんはあまり行なわれない、これが実情です。こういう中でこちらは根負けしてしばらくやっていると、これ幸いとばかりさっぱり事態は進んでいない。こういうことではいかぬと思うんです。やはり誠意をもって一体どのように具体的に解決のために努力しておるか、その誠意を伺いたいと思うんです。もちろん相手は米軍です。だから簡単にはいかぬでしょうけれども、日米合同委員会施設委員会というの隔週に持たれておるわけですか。もう毎回そういう機会はあるわけですか。相当の決意をもって当たられたら、——もう五年、六年たつて八代の長官がかわつておる、この中で一つの公約されたことがいまだに解決しないこれは現実ですから、これはいかぬと思うんです。先ほど山本委員から

追及になった北富士の問題もそうです。当時の責任者は相当約束をかわしておるわけですか。早急に解決するよう努力いたしますと、これは繰り返してきたわけですね。北富士にしろ、この太田大泉の問題にしろ、なかなか公約は実現していません、これが現状です。これはいかぬと思うんです。一体太田大泉の問題はその後どのように具体的に取り組んでおられるのか、このことを、こまかい点はけっこうですが、その大綱をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(小幡久男君)

太田大泉につきまして

は、もう伊藤先生が従来からいろいろお骨折りでたいてることは、私も責任の衝にあります。前から存じ上げております。したがって、この経緯につきましても、関心を持っておりまして、今度その責任に当たることになったわけですが、私、防衛施設庁長官を拝命いたしました。それから、その頭がありまします。すぐ現場へ飛んでまいりまして、実地見聞をいたしました。それから、いろいろ従来の経緯を部内から聴取いたしましたところ、これはもう伊藤先生よく御存じでございますが、一時は代替地を出して、それが地元側のいろいろの意見によって実現しなかつたり、あるいは既存の施設等を向こう側に十カ所余り提示いたしました。いろいろ調査をやつたんですが、それがいかなかつたり、いろいろ努力は私が見ますところ十分尽くしておると思っておりますが、いづれもうまういかなかつたのであります。私は自分の責任上、何とかやはりこれは努力しにやいかぬだろうというところを感じまして、一度断わられました既存の施設区域につきまして、さらに一度検討いたしました。二十日ほど前に私の責任で候補地をトーキングペーパーで向こう側に出しております。現在回答を待つておりますが、これにつきましては先生もおっしゃいますように、しかく簡単にはいかぬと思っております。けれども、いろいろ手を尽くして努力したい所存であります。

追及になった北富士の問題もそうです。当時の責任者は相当約束をかわしておるわけですか。早急に解決するよう努力いたしますと、これは繰り返してきたわけですね。北富士にしろ、この太田大泉の問題にしろ、なかなか公約は実現していません、これが現状です。これはいかぬと思うんです。一体太田大泉の問題はその後どのように具体的に取り組んでおられるのか、このことを、こまかい点はけっこうですが、その大綱をお聞かせいただきたいと思います。

○伊藤道君 これは私自身も、この問題は三十五年から取り組んできたわけですが、もう、簡単に解決する問題とは考えていないわけですが、だから、五年もこう隠忍、忍びがたきを忍んで今日にきたわけですね。しかし、いかに難問題といえども、これは具体的に隔週にある施設委員会で強調すれば、誠意が通じないことはないと思う。しかも米軍側では適当な代替地があればいつでも返還すると、そこまでは解決しておるわけですが。その代替地を新たにたとえれば農地などをつぶして進めるといふことも一つの案でしょう。これはなかなか容易じゃない。だからわれわれとしては、既設のいわゆる基地を代替地として、そこで併用的に行なうと、こういう代替地には二色あると思う。新たに土地を建設して、これはなかなかの事態では容易じゃない。これは農耕地をつぶして、これを買収するとかいう問題が起きてきますから、必ず地元は反対するでしょう。これは実現、おぼつかない。ただし米軍の施設なり自衛隊の施設なり、既設の基地を適当に勘案して、これを解決に結びつけると、こういう方法もあるわけですね。そこで防衛庁としては一体的にはどういふ方向で取り組んでおられるのか、この点お伺いしたいと思います。

○政府委員(小幡久男君)

ただいま申しましたように、まあ、具体的な名前はまだちょっと差し控えた

と思います。われわれが一度断わられました。なおもう一べん再考してほしいという候補地をさらに選定いたしました。向こう側に申し入れております。ただ先生も御承知のように、現在少なくとも利用しているとは申しませんが、一月に九日平均は利用しておられるのであります。その利用も、投下物のほかに落下傘要員も降下しておりますので、やはり地形とか気象とか、あるいは落ちた物を運んで補給部隊に持つて帰るといふような点で、いろいろ条件があるわけでありまして、そういう条件を満たす範囲で、既設の施設区域の中から適当なものを選ぼうということにつきましては、やはり両方が相当検討し合つて、相当お互い

に譲り合つて話し合ふねとできぬ問題であります
が、そういう点、どこまでいけるか、非常に困難
でございますけれども、現在まあせつかく折衝中
でございます。

○伊藤道雄君 まあ、五年、六年の間、いつも同
じような答弁を聞いてきたわけですから、あれどもね
検討いたします。検討いたします。検討して
いただくとはいへんけれども、まあ検討中じゃな
か、五年も六年もまだ検討中、まだ検討中じゃな
か、そういうことではものは解決せぬと思うので
す。そこです、一体具体的にはどういふ方向
で進めているのかということになると、いま既設
の基地を利用する方向でいっているようですが、
一、一体見通しはあつたのか、これは防
衛庁の關係の方が、むしろ専門の方が調査され
るわけだ。検討されるわけだ。米軍も同様です
ね。しろうとが検討するわけじゃないですから、
四年も五年も六年も検討してれば、もう結論が
出てよきさうに思うのですがね。しろうとの調査
と違ひますから、もう専門家の視野で、北海道か
九州までの間ということになるわけですね、米
軍の日本における基地ということになると、そう
いうことになれば狭い日本のこの四つの島のうち
です、専門家が四年も五年もかかつて、まだ
適当な代替地がきまらぬということでは、なか
か簡単に了解できない、もう検討いたしますとい
うことは、もうずいぶん聞きつけてきたわけだ
から、もうこの段階で具体化してしかるべきだ
と思うのですがね。

○政府委員(小幡久男君)先ほども触れましたよう
に、約十カ所程度以前に提示いたしました、それ
が両方の調査で断られたことは事実でございます
。しかしながら、なおかつその中から数カ所選
びまして、さらに周密的な合同調査をやりたいとい
う希望を向こう側に申し入れておると、こういう
段階であります。

○伊藤道雄君 そこで大体見通しはどうなんです
か。これなら米軍が認めそうだと、これはむしろ
いろいろな角度から交渉するであらうと当然考え

られるわけですから、広い国から来た米軍が、自国の
いのですから、広い国から来た米軍が、自国の
広いところでせたいく思ふ存分の広さを要求す
るといふことになると、結局実現はなかなか見通
しがないということになる。だから米軍にもそ
うわがまま言わないで、ある程度がまんしてもら
う。どうしても広いところが必要なら、アメリカ
へ帰つてやればいいので、狭い日本におつて基地
をほしいというならば、やはり狭いところへ一億
になんなんとする人口がいるわけですからね。ど
こへ行つたつて人間が住んでる。人間の住んで
いる頭の上で物資投下訓練やられたのじゃこれ
はたまらない。そういう条件が違うわけですか
ね。アメリカ本土と。したがって、狭い日本の領
土に人口は稠密だと、こういう状況下で、しかも
人間の住んでる頭の上では物資投下訓練はでき
ない、こういうことになればおのずから土地の制
約が出てくると思うんですね。そういう条件で、
それは太田のような例がいい例であつて、もうあ
やまちは繰り返しませんと言つて誤投事件が四件
も五件も起きておるわけですね。そのつどあやま
ちは今後はいたしませんと言つて繰り返されてお
る。これは佐藤総理の言われる人命尊重の問題に
もつながる問題であります。それにも逆行するこ
とになるわけですね。したがって、私がここで
伺ひしておるのは、相当ひとつ着詰めて問題を具
体的にしぼつて、相当強い態度で、アメリカにと
にかくせたいく条件を出さぬで、日本の事情を
話さぬでももうわかつておるはずなんです、
よくその点を強調して、もうこのぐらいいとい
うところで話し合ひをつけたい限り、もうこれは
五、六年たつたわけですね。まだまだそんな交渉
の程度では今後も解決期待できないと思ひます
ね。やはりいままで五年の経緯から見ても、
よほど抜本的な態度で臨まぬ限りは解決しないと
思ふのです。ひとつ、そういう点を踏まえて今後
強く交渉を進めていただく、また具体的のひとつ
良策をしぼつてお答えいただきたい。

○政府委員(小幡久男君) これにつきまして先
ほど来申しましたように、私も経緯はよく存じて
おりますので、事の難易は別といたしまして、努力
したいと思つておりますが、ひとつ心にとどめて
おいてほしいのは、いまの米軍基地の相模の補給
処からそう遠くないという条件がついております
ので、全国一円に場所をさがすというわけにまい
らぬ点がございますので、関東地方が中心になる
と思ひますので、その点難渋いたしておるわけ
でございます。いま先生の御意見もありましたよう
に、その点はそういうものとしながらも努力をし
たいということをここで申し上げます。

○委員長(栗田栄君) ほかに御発言もないよう
ですから、本件につきましては本日はこの程度にと
どめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十三分散会

八月六日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、中学校教職員給与の合理化に関する請願
(第三号)(第一六八号)
- 一、軍人恩給に関する請願(第五号)(第二二二号)
(第一三三三号)(第一四四号)
- 一、農林省委事務局存置に関する請願(第六号)
- 一、旧海軍文官に対し国庫返納を命ぜられた退
職費と金の改定支給に関する請願(第四〇号)
- 一、兵庫県佐用町、南光町等の寒冷地手当に関
する請願(第一〇二号)
- 一、旧軍人等に対する恩給処遇に関する請願
(第一一〇号)
- 一、北富士演習場における自衛隊の違法使用是
正に関する調査の請願(第一四五号)

前期中等教育の重責をになう中学校の正しい位置
づけと教職員の給与を合理化するため、左記事項
の実現を全国の声を結集してお願いするとの請
願。
一、中学校を正しく位置づけ、現行の勤務条件待
遇等、高等学校との格差を早急に撤廃するこ
と。
二、教職員の三本建給与をすみやかに是正するこ
と。
三、教育職志望者の育英制度の強化、特別加給制
の復活等特別待遇の道を講じ、教職に安住でき
るよう大幅に待遇の改善をはかつて人材確保の
道を講ずること。
理由
前期中等教育の重責をになう中学校は、昭和二十
二年創設以来幾多の悪条件を克服しつつ今日一応
の成果を見るに至つた。しかし中学校は伝統淺
く、いまだにその正しい位置づけについて世の認
識を欠いている。特に等しく中等教育を担当する
高等学校と比較するとき、教職員定数、給与、勤
務条件に著しい格差がある。
第一六八号 昭和四十年八月三日受理
中学校教職員の給与の合理化に関する請願
請願者 埼玉県加須市馬内町一崎玉泉中
校長会内 鈴木仲治郎外五名
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。
第五号 昭和四十年七月二十三日受理
軍人恩給に関する請願(十六通)
請願者 宮城県仙台市勾当台通り一五宮城
県軍恩連盟内 東海林俊成外三万
三百四十名
紹介議員 高橋文五郎君
軍人恩給には、今日なお左記のような不均衡不台
理が残されているから、本国会でこれら諸問題に
つき、さらに真剣な御検討をせられ、一日も早く
公正な処遇となるようお願いするとの請願。

一、旧軍人についてだけ、その恩給年額計算につき加算年が除外されていること。

二、恩給の基礎となる仮定俸給年額の現行号俸格付けは、かつて同等に格付されていた旧文官に比較して不当に引き下げられていること。

三、一時恩給で旧文官の場合は旧法に準じ加算年を加えて三年以上の者に給され、旧軍人は昭和二十八年法律第百五十五号で連続実在職七年以上とされたままであること。

四、海軍特務士官等は、退職時の俸給が一般士官より上位にあつたので、仮定俸給年額を再検討すること。

第二二〇号 昭和四十年七月二十六日受理
軍人恩給に関する請願
請願者 富山市大泉南郷三七一 森田龍正
外九千八百九十九名

紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二二三〇号 昭和四十年八月三日受理
軍人恩給に関する請願
請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛媛県議会議長 松尾武美
堀本 宜実君

紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一四四〇号 昭和四十年八月三日受理
軍人恩給に関する請願(二通)
請願者 埼玉県熊谷市大字久下一、二二四久下軍恩連支部内 福島兼吉外千五百三十八名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六〇号 昭和四十年七月二十三日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願
請願者 兵庫県養父郡関宮町中瀬八 北村 澄

紹介議員 青田源太郎君

農林省蚕糸局を存置し、その機構を整備充実せられたいとの請願
理由
昭和三十九年九月臨時行政調査会から政府に提出された「行政機構改革に関する意見」において、蚕糸局の機構を大幅に整理縮小することが答申されたことは、まったく理解に苦しむところである。養蚕業は、日本農業の中で重要な地位を占め農家経済に大きく貢献しており、農山村振興の上からも今後ますますその重要度を加えている。また、蚕糸は解放経済下において最も国際競争力の強い唯一の農産物であり、生糸、絹織物は有力な輸出品として貿易上重要な役割を果たしている。このような性格を持つ蚕糸業の発展を図るためには、生産から消費に至るまで全部門にわたる強力にして一貫した蚕糸行政が絶対必要であり、しかも、今後、ますますその需要が増大する見通しにあるとき、世界の六割を生産するわが国において蚕糸局機構を縮小するという事は、その国際信用力を失つるばかりでなく、蚕糸業振興に重大な悪影響を及ぼすことは明らかである。

第四〇号 昭和四十年七月二十七日受理
旧海軍文官に対し国庫返納を命ぜられた退職賞与金の改定支給に関する請願
請願者 京都府舞鶴市字余部下七六五ノ一 全国旧海軍文官退職賞与即時支払期成同盟連合会内 谷沢要兵衛外二十九名

紹介議員 植木 光教君
旧海軍文官に終戦時支給された退職賞与金は、国庫に返納を命ぜられたが、この退職金に関して、諸種の矛盾、不均衡の事実があるので、すみやかに、これを是正し、改定支給するための措置を講ぜられたい。なお、改定支給に当たっては、現在の貨幣価値の変動を考慮するとともに、不当な私有財産権の侵害に対する補償と占領下の犠牲となった慰謝を含めて、適当な倍率適用を実施されるよう、特別の御配慮を賜わりたいとの請願。

理由
旧海軍文官は終戦後逐次罷免あるいは他に転官転補されたが、当時全員に対し、退職賞与金の千円を越える額については、指名された銀行の定期預金証書で支給された(昭和二十年八月三十日海軍大臣発官房機密電第三〇一八三一番電による。)ところが、この定期預金は、その後連合国最高司令官の覚書により引出しを一切停止され(昭和二十年十二月二十四日付連合国最高司令官「恩給・年金及び利益に関する覚書」による。)さらに、受給する権利を奪われ定期預金証書は当該銀行に提出することを命ぜられた上、昭和二十一年六月三十日まで(国庫へ返納するよう命ぜられた(昭和二十一年三月勅令第一〇五号及び同年同月大蔵省令十八号による。))しかも、昭和二十七年、平和条約の締結発動と同時に前記勅令が廃止され、連合国最高司令官の諸命令、指令、覚書等も失効したにもかかわらず、いまだに復権の措置はならん講ぜられていない。

退職賞与金に関する不均衡の例
一、陸海軍以外の文官に対しては支給されたという給付上の矛盾があつたこと。
二、他の政府機関に転職した者は、その身分にかかわらず、すべて旧軍関係の勤務年数を通算して退職時の俸給額に基づいて支払われたという取扱上矛盾があつたこと。
三、大正十五年官房機密第三百三十四号により退職金制度が廢存していたこと及び終戦時の制約が廢止され復権したにもかかわらず、いまだに放棄されているという私有財産権に対する不当な侵害があつたこと。

四、終戦時の雇用人工員及び職員退職賞与金の支払許可申請の犠牲にされたこと、なお、支払許可の発動は連合国最高司令官の同意によるものと(昭和二十一年一月十二日付連合国最高司令官の「軍施設の民間人たる使用人に対する退職手当に関する覚書」並びに昭和二十年十二月蔵銀第六百四十八号による。)資料添付あり。

理由
兵庫県は寒冷度がゆるく、厳しいのは日本海に面する但馬方面だけと思われているが、当佐用郡は最西部の深山に囲まれた農山村地帯として、しかも郡北部一帯は栗栗郡、岡山県英田郡に接して海拔七百から四百メートルの中国山脈の背領部に位置している。そのため、北西風のもたらす雪雲と高原山地の断熱膨脹並びにフöhn現象等による積雪、気温、根雪期間等の気象状況は非常に厳しいものがある。

現在隣接栗栗郡は広範囲に一級地に指定され、更にこれが級地の昇格の陳情を続けている。当佐用郡においては佐用町、南光町の一部区域が一級地に指定されたまま放置されている現状であるので、前記一級地の二級地昇格とこれを除く佐用郡全域の一級地指定を希望している。(資料及び写真添付)

第一一〇号 昭和四十年八月二日受理
旧軍人等に対する恩給処遇に関する請願
請願者 滋賀県坂田郡山東町山東町議会議長 長山本博一

紹介議員 西川甚五郎君
旧軍人軍属及び遺族等に対する恩給処遇は、昭和二十八年以来逐年復活又は改善されつつあるが、いままお多くの不合理不均衡が残されている。国家経済の発展、国民感情の動向よりみても、今や国家の信義を適正に立証すべき時期に到達しているとの見地から、特に左記六項目につきすみやかに善処されよう切望するとの請願。

一、更に適正な増額改定を行なわれたい。

第一二〇号 昭和四十年八月二日受理
兵庫県佐用町、南光町等の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡佐用町長 武田正行
外七十九名

紹介議員 松澤 兼人君
兵庫県佐用郡佐用町及び南光町を寒冷地地域級二級地に、同郡上月町及び三日町を一級地にそれぞれ指定されたいとの請願
理由
兵庫県は寒冷度がゆるく、厳しいのは日本海に面する但馬方面だけと思われているが、当佐用郡は最西部の深山に囲まれた農山村地帯として、しかも郡北部一帯は栗栗郡、岡山県英田郡に接して海拔七百から四百メートルの中国山脈の背領部に位置している。そのため、北西風のもたらす雪雲と高原山地の断熱膨脹並びにフöhn現象等による積雪、気温、根雪期間等の気象状況は非常に厳しいものがある。

二、加算年を恩給年額の計算に算入されたい。
三、仮定俸給の号俸を旧文官と同等に格付けされたい。

四、一時恩給の年限を現在職三年以上に是正されたい。

五、旧海軍特務士官等の処遇を改善せられたい。
六、恩給の裁定事務を更に促進されたい。

理由

一、現職公務員の給与と恩給年金の基礎とされる仮定俸給年額に大きな隔たりがあるため、旧退職者は著しく差別待遇されている結果となり、このことは現職公務員にも大きな不安感を与えている。また、今次の増額改定には多くの年令制限が設けられているため、大部の者は四十二年七月に至って始めて増額となるなど、生活水準や物価の上昇率からみれば増額の意義はほとんど失なわれている。

二、恩給資格について加算年の意義を正当に評価している以上、この加算年数を恩給年額の計算から除外していることは不合理である。

三、昭和二十八年法律第五十五号において旧軍人の仮定俸給号俸を一律に旧文官より四号俸引き下げ、その後の改正によってもなお将官二号俸、佐官一号俸が是正されないまま残され、更にこの間文官に対しては相互間の不均衡是正という理由で号俸の手直しが行なわれた結果、旧軍人の仮定俸給号俸は全階級にわたり旧文官より低位におかれた。

四、旧文官の一時恩給が旧恩給法のとおり加算年を加えて在職三年以上とされており、旧軍人のみが現在職連続七年以上とされていることは不公平である。

五、旧海軍特務士官等は、その在職年数、特種技能等の関係から一般将校より上位の本俸を受けていたものであるから、その仮定俸給年額について特別の配慮を望みたい。

六、裁定事務促進のため、事務処理費の増額、審査の簡素化等を要望する意見が強い。

第一四五号 昭和四十年八月三日受理
北富士演習場における自衛隊の違法使用是正に関する調査の請願

請願者 山梨県富士吉田市上吉田三五六北富士演習場林野関係権利者協議会
内 天野総一郎

請願者 山本伊三郎君

自衛隊の北富士演習場使用の違法性を排除するため、憲法第六十二条にもとづく調査を行なわれたいとの請願。

理由

北富士演習場は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、合衆国軍隊に提供された施設及び区域であるが、昭和三十二年のいわゆる岸・アイク共同声明に引きつづく駐留部隊の撤退以来、合衆国はまったくこれを使用することなく、自衛隊が単独かつ常時的に使用を継続し、現在に至っている。

右事實は、客観的には本件演習場が条約・協定上の施設及び区域としてもはや不必要となったことを示すのみならず、地位協定上、合衆国軍隊のために提供された本件目的の地を、米軍とは異なる自衛隊に単独かつ常時使用させることは、条約・協定によって与えられた基地使用権並びに基地使用権に伴う管理権限の範囲を著しく逸脱し違法である。

また、右の使用を当該土地にかかる賃貸借契約の当事者たる土地所有者との関係からすれば、自衛隊による使用は、「合衆国軍隊の用に供するため」との本件契約の本旨に違反し、無断転貸となる違法な行為である。

八月七日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は七月三十日)

一、建設省設置法の一部を改正する法律案

第一部

内閣委員会会議録第三号

昭和四十年八月十日

【参議院】

昭和四十年八月十四日印刷

昭和四十年八月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局